

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コンゴ民主共和国	食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	470,000千円 -----	H29.5.26 キンジャサで (同日)	日本側 軽部洋在 コンゴ民主共和国側 ナール・シェ・オキトラ ンボッ副首相兼外務・地域統合大臣	H29.6.9 199号
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H29.5.26 キンジャサで (同日)	日本側 軽部洋在 コンゴ民主共和国側 ナール・シェ・オキトラ ンボッ副首相兼外務・地域統合大臣	H29.6.9 200号
コンゴ民主共和国	国立生物医学研究所拡充計画のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文	国立生物医学研究所拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,325,000千円 H34.9.30まで	H29.5.26 キンジャサで (同日)	日本側 軽部洋在 コンゴ民主共和国側 コナール・シェ・オキトラ ンボッ副首相兼外務・地域統合大臣	H29.6.9 201号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。